

事前評価個表

整理 番号	2
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	江の川広域流域 <small>ごう かわこういきりゆういき</small>	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当該対象地が存在する江の川広域流域では、平成22年7月16日に発生した「庄原ゲリラ豪雨」により、広島県庄原市で土石流・洪水氾濫などが発生するなど大きな被害のあった地域である。また、森林被害である、松くい虫被害は近年横ばいで推移しているものの、猛暑や小雨といった気象条件等により被害が拡大している地域もある。ナラ枯れ被害は、島根県西部で発生していたものが流域全域にまで拡大してきている状況となっている。被害地の復旧等により森林の公益的機能の発揮が必要とされている。当事業は、降水量が少なく脆弱な地質の山地が多い本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源かん養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び干害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 36件、事業対象区域面積 470ha ・ 事業対象都道府県：島根県、広島県 ・ 総事業費：1,639,201千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	2,617,910千円	
	総費用（C）	1,292,871千円	
	分析結果（B/C）	2.02	
第三者委員会の意見	<p>水源の涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要がある箇所であり、事業の効率性や干害対策など適切な技術指導などによる有効性も認められることから、事業の必要性が認められる。</p>		
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源かん養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性：干害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

様式1

便 益 集 計 表
(森林整備事業)

事業名：水源林造成事業
施行箇所：江の川広域流域

(単位:千円)

大 区 分	中 区 分	評価額	備 考
水源涵養 ^{かん} 便益	洪水防止便益	694,527	
	流域貯水便益	244,818	
	水質浄化便益	561,717	
山地保全便益	土砂流出防止便益	894,213	
	土砂崩壊防止便益	1,933	
環境保全便益	炭素固定便益	201,159	
木材生産等便益	木材生産確保・増進便益	19,543	
総 便 益 (B)		2,617,910	
総 費 用 (C)		1,292,871	千円
費用便益比	$B \div C = \frac{2,617,910}{1,292,871} = 2.02$		

(島根県邑智郡川本町内水源林造成候補箇所 ほか35箇所)

(注)便益算定方法は、代表箇所(島根県邑智郡川本町)を表示しています。

平成26年度水源林造成事業評価（事前評価）対象広域流域

